

佐渡市社会福祉協議会成年後見センター
令和8年度 市民後見人養成講座開催要項

1 目的

佐渡市では、認知症の方や知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が不十分で意思決定が困難な方への支援が増大し、これに伴い、成年後見制度の需要が高まっています。一方で、依然として後見人不足が深刻化しています。そこで、広く市民に成年後見制度に関する知識、技能、倫理を身につけてもらい、新たな権利擁護の担い手となってもらうことを目的に市民後見人養成講座を開催します。本講座は基礎講座修了後、より専門的な知識・技術習得のための実務講座へとすすむ二部構成です。

2 主催 社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会

3 募集 令和8年6月1日(月)～令和8年6月30日(火)

4 日程

〈基礎講座〉

(1) 受講条件

- ・年齢25歳～75歳の佐渡市在住の方（令和8年4月1日現在）
- ・弁護士会、司法書士会、税理士会、行政書士会、精神保健福祉士協会に所属していない方
- ・権利擁護センターぱあとなあ新潟（社会福祉士の資格者団体）に所属していない方
- ・市民後見活動に熱意と理解があり、受講修了後市民後見人として活動可能な方
- ・原則、すべての講座に参加可能な方

(2) 定員 20名

(3) 日時 別紙カリキュラムのとおり

(4) 会場 佐渡市役所畑野市民センター

〈実務講座〉

(1) 受講条件

- ・基礎講座全課程修了の方 ※実務講座受講前面談 10月15日(木)
- ・原則、すべての講座に参加可能な方
※レポート及び面接による選考があります。

(2) 日時 別紙カリキュラムのとおり

(3) 会場 佐渡市役所畑野市民センター

〈実地研修〉

(1) 日時

事務研修 12月24日(木) 9時30分～15時

訪問研修 個別に調整

(2) 会場 佐渡市役所畑野市民センター

5 申込方法

受講申込書とレポート「市民後見人養成講座の応募動機」(原稿用紙200字以上400字未満、黒または青のボールペン、自筆、横書き)を作成して、成年後見センターへ6月30日(火)17時までに提出してください。郵送でも受け付けます。(必着)

〈宛先〉

〒952-0206 佐渡市畑野甲533番地
佐渡市社会福祉協議会 成年後見センター

6 受講決定

受講者多数の場合は審査のうえ決定し、結果連絡の文書を送ります。

7 受講料

講座は無料、テキスト(下記の書籍)は実費(8,910円)です。

「市民後見人養成講座」(第4版) 発行 民事法研究会
第1巻 成年後見制度の位置づけと権利擁護
第2巻 市民後見人の基礎知識
第3巻 市民後見人の実務

8 その他

本講座は将来、市民後見人として活動できる方を養成するため開催するものです。本講座修了によって、成年後見人等になることを保証するものでも、何らかの資格が得られるものでもありません。成年後見人等として就任するためには個別の案件に応じて、家庭裁判所による選任が必要です。

【事務局】 〒952-0206 新潟県佐渡市畑野甲533番地
社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会 成年後見センター
担 当 下坂・飯田
電 話 0259-81-1155
F A X 0259-81-1156